

令和 4 年度

入園のしおり



認定こども園

佐伯市立 うめこども園



* 教育及び保育に関する基本姿勢

◎教育及び保育目標

「心身ともに健康で思いやりのある子どもを育てる。」

◎園目標

- ・明るく元気で伸び伸び遊べる子ども
- ・やさしく思いやりのある子ども
- ・いろいろなことに興味をもち積極的に行動する子ども
- ・すききらいなく なんでもたのしく食べる子ども

◎教育・保育方針

1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
2. 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
3. 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
4. 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
5. 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
6. 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康の確保及び増進を図ること。

◎うめこども園の概要

うめこども園は0～2歳児までが保育所機能、3～5歳児が保育所、幼稚園の両方の機能を利用できる保育所型の認定こども園です。

※ 平成27年4月1日に小野市こども園と統合。

- 施設名 認定こども園 佐伯市立うめこども園
- 所在地 〒879-3205
佐伯市宇目大字千束2137番地2
電話・FAX 0972-52-1013
- 設置者 佐伯市長
- 担当課 佐伯市こども福祉課こども福祉係 電話 22-3972
宇目振興局 市民サービス課 電話 52-1111
- 開所年月日 昭和40年5月1日（旧千束保育所）
- 受入 10ヶ月～5歳児（小学校就学前）まで
- 定員 49名（保育所41名、幼1号8名）
- クラス
（令和4年4月1日）

歳児	0.1.2歳児	混合クラス		5歳児	計
		3歳児	4歳児		
クラス名	さくらんぼ	いちご	りんご	めろん	
人数	9	3	6	6	24

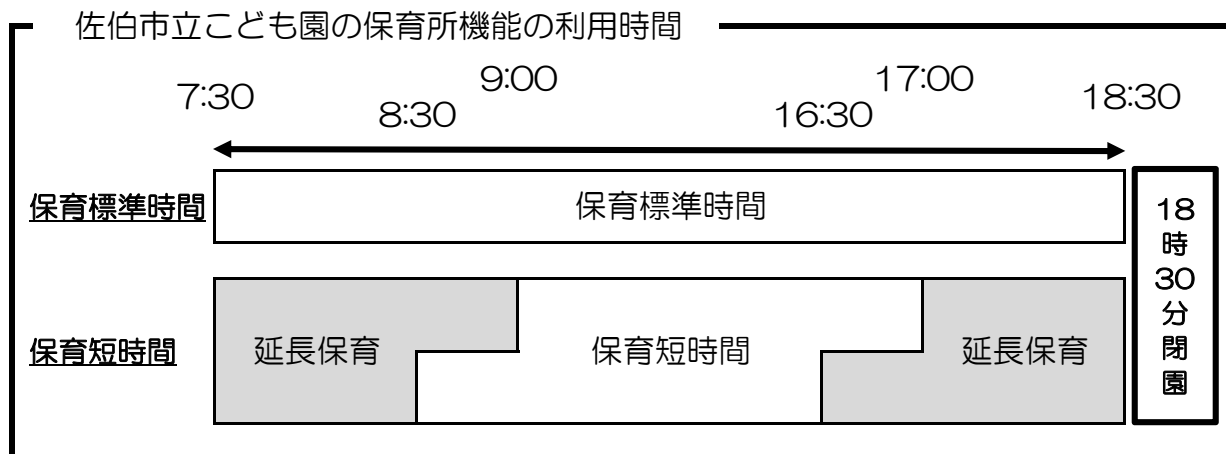
- 職員
（令和4年4月現在、配置数は増減することがあります。）

職種	園長	保育士	調理員	計
人数	1	11	3	15

※内訳 正規職員5名 再任用職員1名 会計年度任用保育士6名 会計年度任用調理員3名

- 建物
建築年月日 平成5年3月2日
構造 木造平屋建
面積 452.72㎡（敷地面積3,095.41㎡）
- 嘱託医
内科医 神宮医院 電話 54-3014
歯科医 矢野歯科医院 電話 54-3217

◎こども園保育所機能の利用時間について



保育所機能を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の二つの区分があり、認定された保育必要量によって、保育所機能を利用できる時間が変わります。

開園時間中の利用が可能です。
 「保育標準時間」… こども園の保育所機能は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

開園時間のうち、こども園が定める8時間のみ利用できます。
 「保育短時間」… こども園の保育所機能は、9時から17時まで、または、8時30分から16時30分までの最長8時間の利用ができます。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護または看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合

保育費用量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。
 ※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

◎延長保育について

保育短時間認定を受けた方は、こども園の開園時間中であっても、9時までと17時以降、または、8時30分までと16時30分以降の利用は延長保育の扱いとなり、「保育時間超過確認書」の記入の上、超過料金がかかります。

※超過料金

- 9:00～17:00利用の方
 7:30～9:00…100円 17:00～17:30…100円 17:30～18:30…200円
- 9:30～16:30利用の方
 7:30～8:30…100円 16:30～17:00…100円 17:00～18:30…200円

◎休園日について

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、休園します。
台風、大雨等で「避難指示」が出た場合、原則休園します。
その他、気象条件、災害等で保育が正常に行えない恐れがある場合、休園します。

◎土曜保育登園申込書について

土曜日の給食食材発注並びに保育士の配置人数の参考のため、土曜日の登園予定人数を把握したいので、翌月分を毎月25日までに提出をお願いしております。

※土曜日は平日どおり保育を実施していますが、お子さんの情緒の安定を図るため、自宅で保育の可能な方は、できるだけお子さんと一緒に過ごすようにしましょう。特に小さいお子さんほど十分な時間、スキンシップを取られるようお願いいたします。

◎3～5歳児の1号利用児（幼稚園機能のみ）

1. 利用時間 月曜日～金曜日 7:30～13:00
(お迎え時間は行事等により変更有り)
2. 休園日 土曜日、日曜日、祝日、学年初、夏季、冬季、学年末
※休園日は登園できません。

◎新入園児の慣らし保育について

無理なく集団生活に慣れさせるため、新入園児はそれぞれの慣れ具合を見て保育時間を徐々にのばしていく「慣らし保育」を行います。



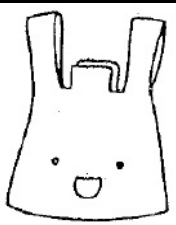
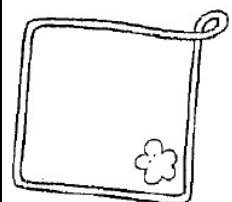




◎保護者との連絡について

1. 欠席、遅刻（9時以降の登園）は、給食の準備に支障が出るため**必ず8時45分までに**連絡してください。
2. 園児は、**必ず保育士に直接預けてください。**
3. 決められた方以外のお迎えのときは、必ず連絡してください。連絡のない場合はお渡しできません。
4. 早退については、**保護者の方が**職員に連絡してください。
5. お便り帳（3歳未満児）は、毎日必ず見て押印等をしてください。
6. 玄関掲示板での連絡事項は、毎日必ず確認してください。
7. 園児に異常があった場合のため「緊急連絡票」は、連絡がすぐ取れて迎えに来れる順番で記入してください。
8. うめこども園の電話番号は、家族全員がわかるようにしておいてください。

◎送迎時の事故防止等について

1. 事故防止のため交通ルール（チャイルドシートの着用等）は、必ず守りましょう。特に登園・降園時の園入口は徐行し、園児の乗降時は駐車場での安全確認を必ずしてください。また、車のエンジンは必ず切るようにしてください。
2. 防犯のため園の入口のフェンスの鍵を、そのつど必ず閉めてください。
3. 降園後は園庭内での遊び、遊具の使用はご遠慮いただき、できるだけ速やかにお帰り願います。

◎家庭で準備する物

	<p>着替え用袋など（さくらんぼ組は手提げ袋、以外はリュック）。 衣服などが、出し入れしやすいものにしてください。 着替え用袋などは、ときどき洗濯して清潔にしてください。</p>		
<p>下着</p> 	<p>着替え</p> 	<p>着替え2~3組 下着 2~3組 脱着しやすいもの</p>	<p>※名前を書いて毎日待たせてください。 ・未満児の着替えは3~4回分用意してください。 ・紙おむつの必要な園児は替えを5~6枚持たせてください。</p>
	<p>レジ袋。 汚れものを入れます。 ※名前を書いて毎日待たせてください。</p>		<p>手ふき用タオル（1枚）。 ヒモをつけてください。 毎日持ち帰り、取り替えてください。</p>
	<p>帽子（園指定の帽子です、担任に相談してください）。 ゴムがのびたらつけかえましょう。 汚れたら洗いましょう。 ※毎週末持ち帰ります。</p>		
	<p>布団セット（昼寝用 上下）、季節に応じてタオルケット、毛布。 毎週末に持ち帰ります。 日光に当て、シーツを洗濯してください。</p>		
		<p>歯ブラシ、歯磨き用コップ。 毎週末に持ち帰ります。 歯ブラシが消耗している場合は交換してください。</p>	
		<p>ティッシュ（5箱） ビニール袋（100枚入り、12号サイズ[23×34cmぐらいの大きさ]） ぞうきん（1枚、めろん組は2枚） ※4月に集めます（無くなり次第追加をお願いします）。</p>	

●持ち物にはすべて氏名を記入してください。 ●おもちゃ、カード類は持ち込み禁止です。

◎健康管理について

1. 朝食は必ず食べさせ、登園前に毎日排便させる習慣をつけましょう。
2. 毎日入浴、衣服は取替え、睡眠は十分に取、できるだけ薄着の習慣をつけましょう。
3. 履物はいつも清潔にしましょう。サンダル、スリッパは危険なので履かせないでください。
4. 爪でけがをさせてしまうことがあります。いつも清潔にし、日を決めて切るようにしましょう。
5. 髪はいつも清潔にし、長い髪は食べ物に入ったりするので、ゴムで結ぶようにしましょう。ゴムは飾りのない安全なものにしましょう。
6. おう吐、下痢などで汚れた服は感染防止のため、そのまま持ち帰っていただきます。
7. 虫歯予防のため、4歳児、5歳児は希望者にフッ化物洗口を実施しています。

◎病気、与薬について

○ 病気について

乳幼児は抵抗力が低く免疫機能が未熟なため、感染に弱く病気になりやすいのが特徴です。楽しく園生活を過ごすため、お子さんの健康状態に注意しましょう。

○ 保護者の方へのお願い

1. 朝から発熱、下痢、おう吐等がみられるときは、お家での保育をお願いします。園で発熱したときや普段と様子が違うときは連絡します。
2. 伝染性疾患にかかったときは園に「病名と病状」をお知らせください。また、医師の許可を得てから登園してください。意見書または登園届の提出をお願いします。
感染症は他のお子さんへ感染する恐れがあります十分にお気をつけてください。
※感染症と登園停止の目安などは「P8～P9、P14」を参照してください。
3. 園で「アタマジラミ」の疑いが見られた場合、拡散防止のため保健所で調べてもらう場合があります。
4. 定期健診（1歳半、3歳）、予防接種は機会を逃さず受けるようにしてください。また、受けたことを園にお知らせください。
5. 特異体質または持病のあるお子さんはお知らせください（アレルギー、ひきつけ、喘息、心臓病など）。

○ 与薬について

園での与薬は、万全を期すため与薬依頼書に名前と必要事項を記載していただき、薬に添付し直接保育士に手渡ししてください。

1. 薬は診察した医師が処方、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤されたものに限ります（痛み止めや熱さましの薬は除きます）。
保護者の判断で持参した薬（市販薬、以前かかったときの薬）は対応できませんのでご了承ください。
2. 持参する薬については、次の3点が必要です。
 - ①袋や容器に入れた1回分の薬
 - ②薬剤情報の書かれた説明書
 - ③与薬依頼書

○「けが」について

お子さんの「けが」については細心の注意を払い保育に臨んでいますが、お友だちとのかわりごで自分の思いを言葉で伝えられないため、つい『かみつき』、『ひっかき』、『突き飛ばし』などを起こしてしまうことがあります。「けが」のないように努めていますが防ぐことができない場合もあります。どうかご理解ください。

◎給食について

1. 給食内容については、毎月予定献立表（園だより）を配布します。
2. 月に1回弁当日を実施しています。ご飯、おかず、水筒を持参させてください。子どもたちは保護者の方の愛情込めたお弁当をととても楽しみにしています。
3. 特異体質（アレルギーなど）による除去食・代替え食については医師の指示のもと食物除去をいたします。園児生活管理指導表に医師の証明をもらい、入園時に「コピー」を提出してください。
4. アレルギーが改善され、除去食を希望しない場合は、医師の指示のもと除去食解除申請書の提出が必要となります。
5. 年間を通じて食育計画に基づき保育教諭・調理員が連携し食育を実施します。
6. 毎日の「給食、おやつ」を玄関に展示していますのでご覧ください。

◎給食費の還付について

給食費は月のうち合計5日以上食事の提供を受けないことを届出した場合は、日割りで還付を受けることができます。

給食費の還付を受ける場合は、「欠席届」および「給食費還付請求書」の書類を、以下の要領で届出等を行ってください。
（様式は「こども園」に備えています。また、「P17～P18」のコピーでもよいです。）

給食費の還付対象となるには、事前（前月20日まで）に届出を行う必要があります。

事前に届け出た日のみが対象となります。※お弁当日は対象外となります。

該当月に予定が変わり、届け出た日に食事の提供を受け、月のうち合計5日にならなかった場合は、還付対象外となります。

月のうち5日以上食事の提供を受けない場合は、在籍する「こども園」に「欠席届」を該当する月の前月20日（20日が閉園日の場合は翌開園日）までに提出し、該当月分給食費納付（口座振替登録者は振替日）以降に「給食費還付請求書」の提出をお願いします。

例）8月の土曜日を毎週休む場合。

7月20日までに「欠席届」を提出する。

8月分給食費納付後に「給食費還付請求書」を提出する。

※在籍する「こども園」に提出してください。

◎日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

入園と同時に日本スポーツ振興センター災害共済に全員加入していただきます。これは保育中および通園中（いつも通園する道を通っている場合）の事故のみ補償されます。

○ 年間掛金 375円（市負担 135円 保護者負担 240円）

※保護者負担分240円につきましては、同意書に記入し一緒に提出してください。

◎保育料について

1. 保育料の納付は、「口座引き落とし」または「自主納付」となります。「口座引き落とし」の方は残高確認をして引き落としができないことのないようにし、「自主納付」の方は納付書に記載されている期日までに納付をお願いします。
2. 病気などで長期欠席された場合には医師の証明書などがあれば減額できます。ただし、正当な理由でなければ減額できません。
3. 諸事情により退園する場合はあらかじめ連絡してください(退園届が必要です)。

※3～5歳児については、保育料は無償です。給食費についてはそれぞれ通知のとおりです。

※保育料に関する事務手続きおよび退園手続きについては、「こども園」ではなく「こども福祉課」または「宇目振興局市民サービス課」で行ってください。

◎お願い【変更事項の届け出について】

★入園後、下記のような事由が発生した場合は、届出が必要です。

1. 就職または転職、離職した場合。
2. 住所、電話番号など連絡先に変更があった場合。
3. 家庭状況に変更があった場合（世帯員の異動、結婚、離婚など）。
4. 生活保護の開始、廃止になった場合。
5. 入園（申込み）理由の変更、消滅（家庭外労働から出産など）。
6. その他申込書の記載事項に変更が生じた場合。

◎感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）と登園のめやす

※新型コロナウイルス感染症については、感染状況により対応が変わっています。その時々で、対応をお知らせしますのでご協力をお願いします。

「こども園」は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは、「こども園」での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するように、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断および治療を受けられ、「こども園」にも連絡してください。病気が快復し、集団生活に支障がない状態になりましたら、医師に意見書を書いていただくか、保護者が記入した登園届に医師にかかった証拠となるもの（薬袋、医療機関の受付番号表など。確認後お返しします。）を添えて「こども園」に提出してください。

感染症の種類により、意見書の場合と、登園届の場合があります。

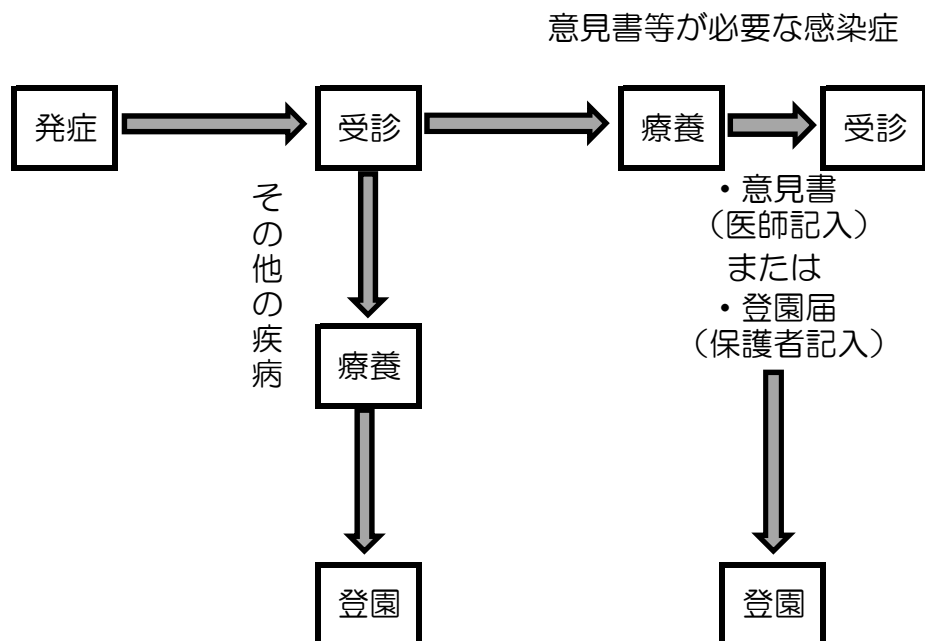
（様式は「こども園」に備えています。また、「P15～P16」のコピーでもよいです。）

★次の病気（感染症）は登園停止にはなりませんが、お子さんの状態によっては、登園をご遠慮いただくようお願いする場合があります。

病気(感染症)名	登園の条件等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	掻きこわし傷から汁が出ているときは、被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

◎感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）による登園停止、登園許可の流れ

※新型コロナウイルス感染症については、感染状況により対応が変わっています。その時々で、対応をお知らせしますのでご協力をお願いします。



◎感染症対策資料（新型コロナウイルス感染症を除く）

※新型コロナウイルス感染症については、感染状況により対応が変わっています。その時々で、対応をお知らせしますのでご協力をお願いします。

★保育所(こども園)において登園を控えるのが望ましい場合
(厚生労働省ガイドラインより)

- 発熱
 - ・ 朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い場合
 - ・ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない場合
 - ・ 24時間以内に解熱剤を使用している場合
 - ・ 24時間以内に38℃以上の熱が出ていた場合
- ※1歳以下の乳児の場合、上記に追加で
 - ・ 平熱より1℃以上高い場合
- 下痢
 - ・ 24時間以内に2回以上の水様便がある場合
 - ・ 食事や水分を摂ると下痢がある場合
 - ・ 下痢に伴い体温が高めである場合
 - ・ 朝、排便がない場合
 - ・ 機嫌が悪く元気がない場合
 - ・ 顔色が悪くぐったりしている場合
- おう吐
 - ・ 24時間以内に2回のおう吐がある場合
 - ・ おう吐に伴い体温が高めである場合
 - ・ 食欲がなく水分も欲しがらない場合
 - ・ 機嫌が悪く元気がない場合
 - ・ 顔色が悪くぐったりしている場合

こども園の1日

さくらんぼ、いちご、りんご組

時 間	3歳未満児	3・4歳児	保育短時間
7:30	開園 順次登園		
8:30	・健康視診 ・あそび		8:30～
9:00	・おやつ(未満児)		9:00～
10:00	保育課程、保育計画に沿った活動 基本的な生活習慣を養う		順次登園 ・健康視診 ・おやつ(未満児)
11:20	給 食 ・あそび ・片付け		
12:30	おひるね (年齢によって異なります)		
15:00		おやつ	
15:30	・あそび・順次降園		降園 ～16:30 ～17:00
17:00	クラスでの活動終了		
18:30	閉園		

あそび・・・子どもたちは遊びの中から人生の基礎を学びます。

子どもにとって「あそび」は生活そのものです。

「あそび」を通して自分をコントロールする力(自制)、我慢する力(忍耐)、人を思いやる心を育てていきます。

知的能力を伸ばすだけでなく、社会性を学ぶものです。

※ 満3歳以上の1号利用ができます。

※ 1号利用の3・4歳児は、午後1時での降園となります。

こども園の1日

めろん組(年長児)

時 間	2号利用児	1号利用児
7:30	開園	
	順次登園	あいさつ
		持ち物整とん
		
8:30	教育課程、保育計画に沿った活動	
	(自発的な活動、課題のある活動、一斉で行う活動)	
11:30	片付け、給食の準備	
		給 食
	静的な活動	
12:30	おひるね準備	降園準備
~13:00	おひるね	13:00 降園
15:00	おやつ	
15:30	・あそび・順次降園	
17:00	クラスでの活動終了	
18:30	閉園	
		

- ※ 2号利用で短時間認定(8時間保育)のかたは8:30~16:30の利用時間。
- ※ 年度当初の時間割です。年度途中で変わることがあります。

令和4年度 年間行事予定

	行 事
4月	入園説明会(1日)、年長児1学期はじまりの会(8日)、年長児家庭訪問(面談)
5月	内科健診、歯科検診、遠足、芋の苗植え
6月	プール(水遊び)開き、交通安全教室
7月	プール遊び(水遊び)、七夕(笹飾りつけ)、スイカ割り、夏まつり、年長児保育参観、年長児1学期おわりの会(20日)
8月	プール遊び(水遊び)、平和保育(9日)、1号登園日
9月	年長児2学期はじまりの会(1日)、運動会練習
10月	運動会、観劇会、秋の遠足、年長児親子社会見学、芋ほり
11月	焼き芋会、内科健診、歯科検診
12月	おたのしみ会、クリスマス会、年長児2学期おわりの会(23日)
1月	年長児3学期はじまりの会(10日)、凧上げ大会
2月	節分(豆まき)、年長児保育参観
3月	ひな祭り、おわかれ会、卒園式(20日頃)

- ※ 月に1度、弁当日、誕生会、避難訓練、身体計測(以上児は隔月)があります。
- ※ チャイルドクッキング等の行事もあります。
- ※ 5歳児は5月より月に1回ALT(英語教育)の授業を予定しています。
- ※ 4、5歳児はサコットのトレーニングの体験を年間10回行う予定です。
- ※ 都合により変更、中止する場合があります、毎月の「園だより」で行事の確認をお願いします。

★その他

1. こども園の運営上必要なときは、年長児をのぞき、クラスの移動、担任替えをする場合があります。
2. 3歳未満の子どもについて、個別計画を作成します。保護者と協力し、同意を得ながら計画に基づく保育を実施します。
また、アセスメントシートは全園児行います。
3. 子育て相談、子育て見学、一時預かりは随時行います。事前に連絡ください。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過すること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎症(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺膨張後4日	耳下腺・顎下線・舌下線の膨張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の席が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 詳しくは、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」
厚生労働省平成30年3月(令和3年8月一部改訂)参照

登園届（保護者記入）

佐伯市立 うめこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

(医療機関名) _____ (令和 年 月 日受診)

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

意見書 (医師記入)

佐伯市立 うめこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん(はしか)※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
<input type="checkbox"/>	その他()

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

㊞

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

欠 席 届

令和 年 月 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

保護者
住 所

氏 名

続柄

()

電話番号

下記のとおり欠席させますので、お届けいたします。

施設名	佐伯市立 うめこども園	
児童名	(組)	
	(組)	
	(組)	
欠席日数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	月 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日	
	日、 日、 日、 日、 日	合計()日間
欠席理由	<input type="checkbox"/> 家庭で保育が出来る為 <input type="checkbox"/> 旅行等	
	<input type="checkbox"/> 病気 (病名)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
備考		

※この欠席届は、給食費の還付を受ける為のもので、締切日は前月の20日です。(20日が休日等の場合はその翌日)

給食費還付請求書

令和 年 月 日

佐伯市長 田中 利明 様

保護者住所

氏名 印 (続柄)

電話番号

次のとおり給食費の還付を請求します。

児童名	(組)
	(組)
	(組)
施設名	佐伯市立 うめこども園
還付の対象となる月	月
還付請求額	円
請求額内訳	円 × 日(欠席日数計) = 円
還付請求理由	5日以上欠席した為。(前月の20日までに欠席届提出済)

振込口座

金融機関名	
支店名	支店
口座番号	(普)
口座名義(カナ)	

水害・地震が予想される場合および 避難指示が発令された場合の対処法

水害

- ①台風や大雨が予想される日は、前日に早くお迎えに来ていただくことと、できれば登園を控えていただくように、掲示板および口頭で保護者に注意を呼びかけます。
- ②当日の朝、降水量が多く、道路等に水があふれることがあると予想される場合は早めにお迎えに来ていただくように、掲示板でのお知らせと口頭でのお願いをします。
- ③台風情報や降水量予想などをテレビやインターネットで常時情報収集を行い、危険と判断した場合は早急にお迎えに来ていただくよう、電話連絡をします。
- ④道路の通行止めなどが予想される場合は、早めに自家用車でB & G宇目海洋センターまたは宇目振興局に園児を避難させます。（職員で対応します。）
- ⑤万が一避難が遅れ、こども園内に園児が取り残された場合は、消防署ならびに災害対策本部に電話連絡を行い救助を求めます。
- ⑥職員については、園児を退園させた後に、道路の通行止めが予想される場合は通行止めになる前に帰宅します。

地震（南海トラフ地震など）

- ①地震の発生または園長の指示に基づき、建物内の避難路の確保および安全の確保、当該地域の緊急避難場所までの経路を示した地図に従い園児等を避難誘導します。
- ②避難誘導の際には、拡声器などを用いて避難の方法や方向を支持し、混乱の発生防止に努めます。
- ③園児・職員等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに延長へ報告します。

緊急避難場所	避難人数	うち園児	うち職員	避難経路
B&G宇目海洋センター または宇目振興局	39人	24人	15人	地図は玄関に張り付けています。

- ④園長は、南海トラフ地震が発生した後の状況などから、この計画どおりに活動することが困難または適当でないと判断したときは、これによらないことがあります。

※園児については緊急連絡先名簿により、連絡します。

※佐伯消防本署 119番 消防宇目分署 52-1100 宇目振興局 52-1111

こども福祉課 22-3972 うめこども園 52-1013

※避難指示が発令された場合は、原則閉園となります。

避難指示が発令される時間によっては、急に閉園を決定することもありますので、台風などの災害時には、こども園の閉園を考慮し、事前の準備をお願いします。